平成２１年（フ）第９２５号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目25番11号　第２サニーハイツ303
債務者　本田　紀子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９４３号
兵庫県尼崎市西川１丁目５番１―306号
債務者　藤川　聖子（旧姓川添）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９８９号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目14番13号
債務者　光枝あゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９９号
兵庫県西宮市高須町１丁目５番７―103号
債務者　夫津木恵梨香
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３４６号
広島市安芸区中野６丁目50番14―605号
債務者　大藤　伸重
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４５号
広島市中区広瀬北町２―28リヴァージュ広瀬北613号、住民票上の住所広島市西区中広町１丁目18番28―303号
債務者　中華料理華門・横川飯店こと　中山　榮一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４６号
広島市西区中広町１丁目18番28―303号
債務者　中山きみ子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４９号
広島県廿日市市大野4411番地３
債務者　鈴木　保夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６５号
広島市南区東雲本町３丁目９番７号
債務者　垰　美都代
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６７号
広島市安佐南区上安５丁目３番７―105号
債務者　山口　敏治
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９０号
広島市佐伯区藤の木１丁目25番35号
債務者　安永　邦江（旧姓椛島・若林）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０９号
広島市安芸区矢野西３丁目46番18号
債務者　池田　武士
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１０号
広島市安芸区矢野西３丁目46番18号
債務者　池田　昭子（旧姓里川）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１１号
広島市安佐南区八木２丁目11番７―203号
債務者　三浦　英紀
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１５号
広島市東区中山中町２番20―203号
債務者　内畠　正樹
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１８号
広島市佐伯区八幡２丁目17番12―101号
債務者　杉本　浩司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２８号
広島市中区吉島西３丁目10番12―202号ネットビル
債務者　野口　千鶴
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５０号
広島市南区東雲３丁目14番44―202号
債務者　松本　孝男
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　広島地方裁判所民事第４部